

議案第 68 号

川崎市保健所条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市保健所条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 20 年 3 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市保健所条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成 18 年厚生労働省告示第 92 号」を「平成 20 年厚生労働省告示第 59 号」に改める。

- (1) 川崎市保健所条例（昭和 23 年川崎市条例第 46 号）第 4 条第 2 項
- (2) 川崎市休日急患診療所条例（昭和 51 年川崎市条例第 34 号）第 6 条第 1 号
- (3) 川崎市多摩休日夜間急患診療所条例（平成 6 年川崎市条例第 34 号）第 6 条第 1 号
- (4) 川崎市衛生研究所条例（昭和 27 年川崎市条例第 2 号）別表 14 の項
- (5) 川崎市こころの相談所条例（昭和 42 年川崎市条例第 39 号）第 4 条第 1 号
- (6) 川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例（昭和 47 年川崎市条例第 11 号）第 8 条第 2 項
- (7) 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和 46 年川崎市条例第 10 号）第 22 条の 12 第 1 号
- (8) 川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 42 号）

第6条第2項

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法が廃止され、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法が新たに定められたことに伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。